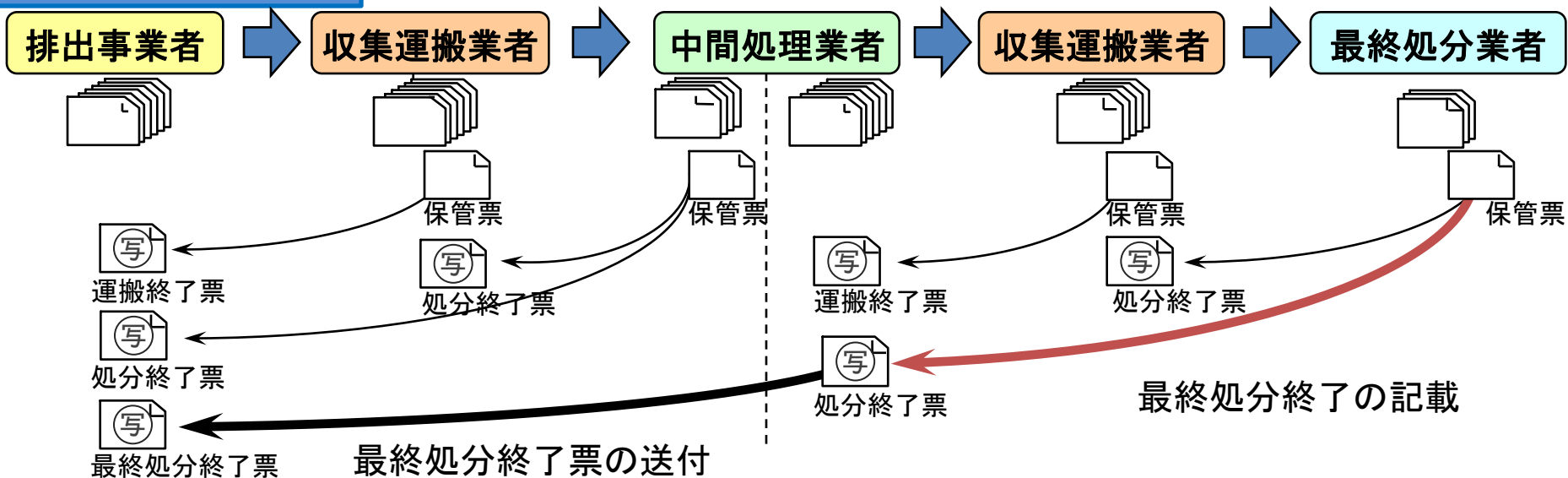
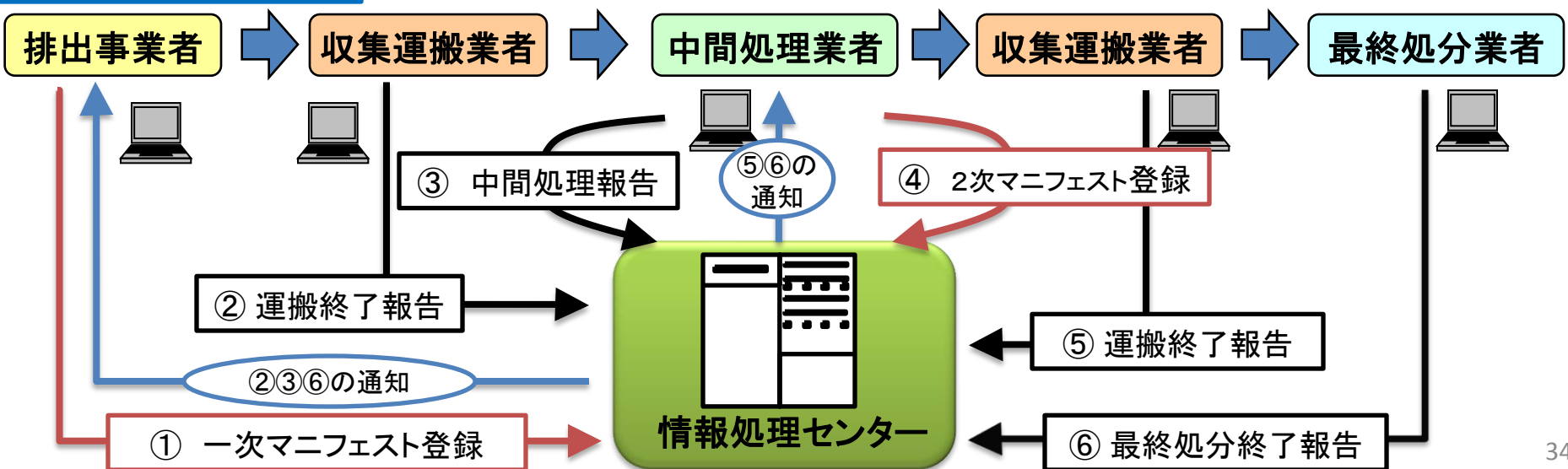


# マニフェストの流れについて

## 紙マニフェスト



## 電子マニフェスト



# 電子マニフェスト制度の特徴、費用について

## 利 点

- 紛失・破棄のおそれがない(センターが一括保存)
- 記載漏れが防止できる
- 登録後の情報改ざん、偽造がなされにくい
- 迅速かつ正確な情報整理が可能
- 事務費用が軽減できる

## 課 題

- 電子マニフェスト導入時の初期コストがかかる
- 少量・少頻度排出事業者にとっては、コスト増
- そもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止できない(紙マニフェストも同様)

## 利用料金体系(排出事業者)

料金区分	A料金(税込)	B料金(税込)	C料金(税込) (少量排出事業者団体加入)
加入料	5,250円	3,150円	3,150円
基本料(年額)	2,6250円	2,100円 (40件まで)	不 要
登録料(1件)	10.5円	63円 (41件から)	63円
メリットがでる年間登録件数	509件以上	34 ~ 508 件	33件以下

## 年間のマニフェスト利用件数ごとの費用の試算

		利用件数30件	利用件数100件	利用件数500件
登録	登録・送信確認 : 3分/件	90分(30件×3分)	300分(100件×3分)	1500分(500件×3分)
処理終了確認	・運搬終了の通知確認: 1分/件 ・中間処理終了の通知確認: 1分/件 ・最終処分終了の通知確認: 1分/件	90分 (30件×1分×3)	300分 (100件×1分×3)	1500分 (500件×1分×3)
伝票の保管	不要	—	—	—
人件費	時給1000円×年間作業時間	1000×3(90分×2)	1000×10(300分×2)	1000×50(1500分×2)
利用料金	加入料、基本料、登録料	5040円 (3150+63×30)	9030円 (3150+2100 +63×(100-40))	34230円 (3150+2100+ 63×(500-40))
総コスト		3時間、8040円	10時間、19030円	50時間、84230円

(筆記用具やパソコン、通信費は除く。)

# 電子マニフェストについて講じてきた普及促進策

## マニフェストに関する附帯決議 平成17年法改正(第162回国会)

衆議院環境委員会(平成十七年四月八日)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。

また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

### 1. 電子マニフェストシステムの改善

- システムを改善し(通信高速化、大量処理化、迅速化など)、新システムへ移行
- 運用ルールを改善し、利便性を向上

### 2. 加入者に対するサービスの向上

- 料金体系を見直し、少量排出事業者が取り入れやすい料金体系を新たに導入
- 加入時の事務手続の簡素化
- 行政への各種報告の作成を支援するシステムを構築
- 加入処理業者情報の検索システムの提供

### 3. 関係者との連携強化

- 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共工事等における活用を促進
- ASP事業者との連携

### 4. 普及啓発活動の強化

- 業界団体、地方公共団体等と共同でモデル事業を実施
- 導入の利点を定量化し、広く情報提供
- 普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック)の開発、提供

### 5. キャンペーン等の実施

- 加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
- 業界団体、地方公共団体等と連携した説明会等の推進キャンペーンの実施

# 電子Manifestの普及状況

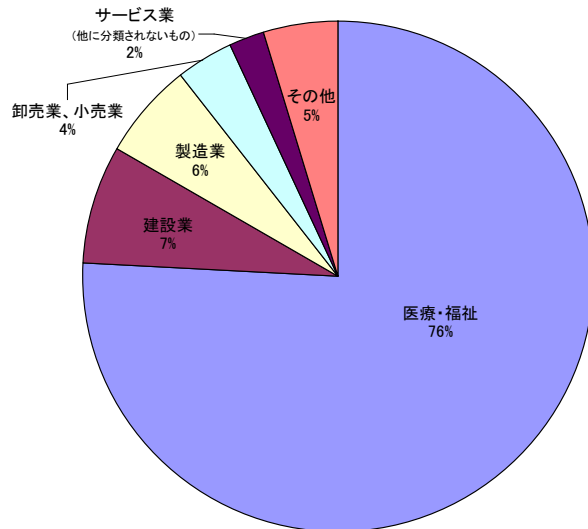
(平成21年6月30日現在)

## 1) 電子Manifest加入状況の推移

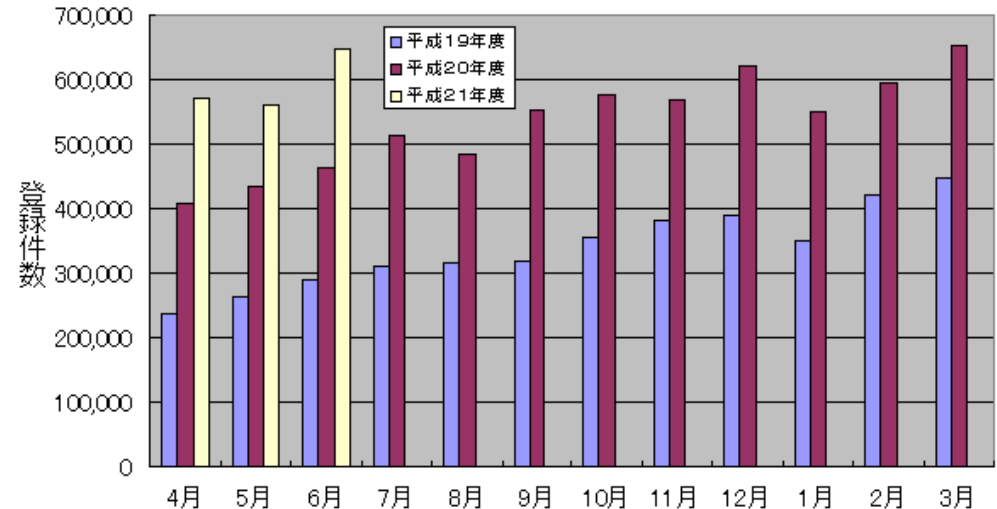
年度	加入者数	加入者数の内訳			Manifest年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成18年度	7,784 (100%)	4,083 (52%)	1,921 (25%)	1,780 (23%)	2,388,069	5%
平成19年度	30,705 (100%)	23,164 (75%)	4,300 (14%)	3,241 (11%)	4,076,448	9%
平成20年度	43,493 (100%)	33,718 (78%)	5,775 (13%)	4,000 (9%)	4,076,448	14%
平成21年度	47,410 (100%)	36,740 (77%)	6,392 (13%)	4,278 (9%)	1,778,946	-

※四捨五入の関係で合計が100%とならない年度がある

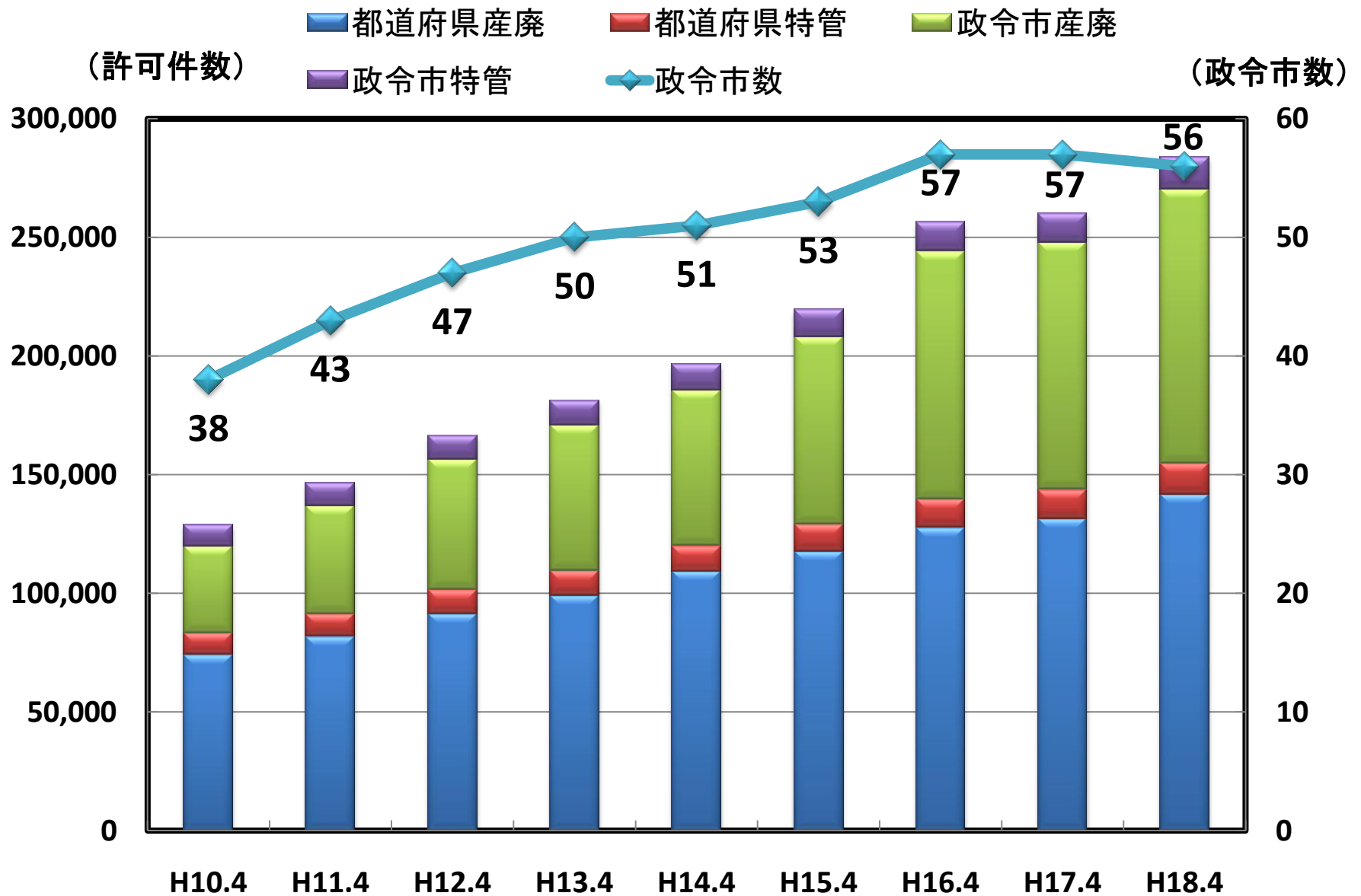
## 2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



## 3) 月別電子Manifest登録状況



# 産業廃棄物処理業許可件数の推移



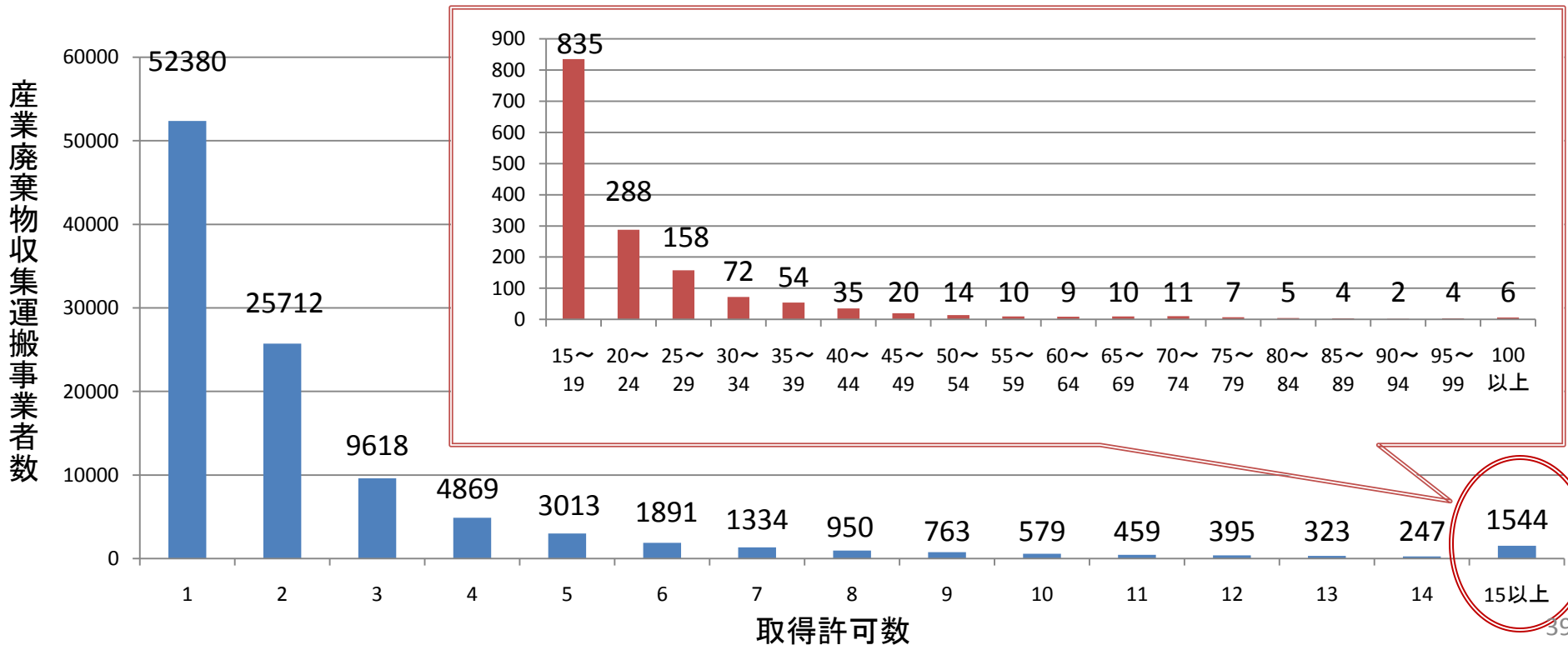
※平成18年4月以前は保健所設置市

# 産業廃棄物処理業の許可件数

	収集運搬業					処分業						
	積替あり		積替なし		計	中間処理		最終処分		中間・最終		計
	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃		産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	
都道府県	9201	977	122423	11845	144446	8869	539	422	29	606	24	10489
政令市	2386	390	109782	11557	124115	3026	285	107	21	125	4	3568
全国計	11587	1367	232205	23402	268561	11895	824	529	50	731	28	14057

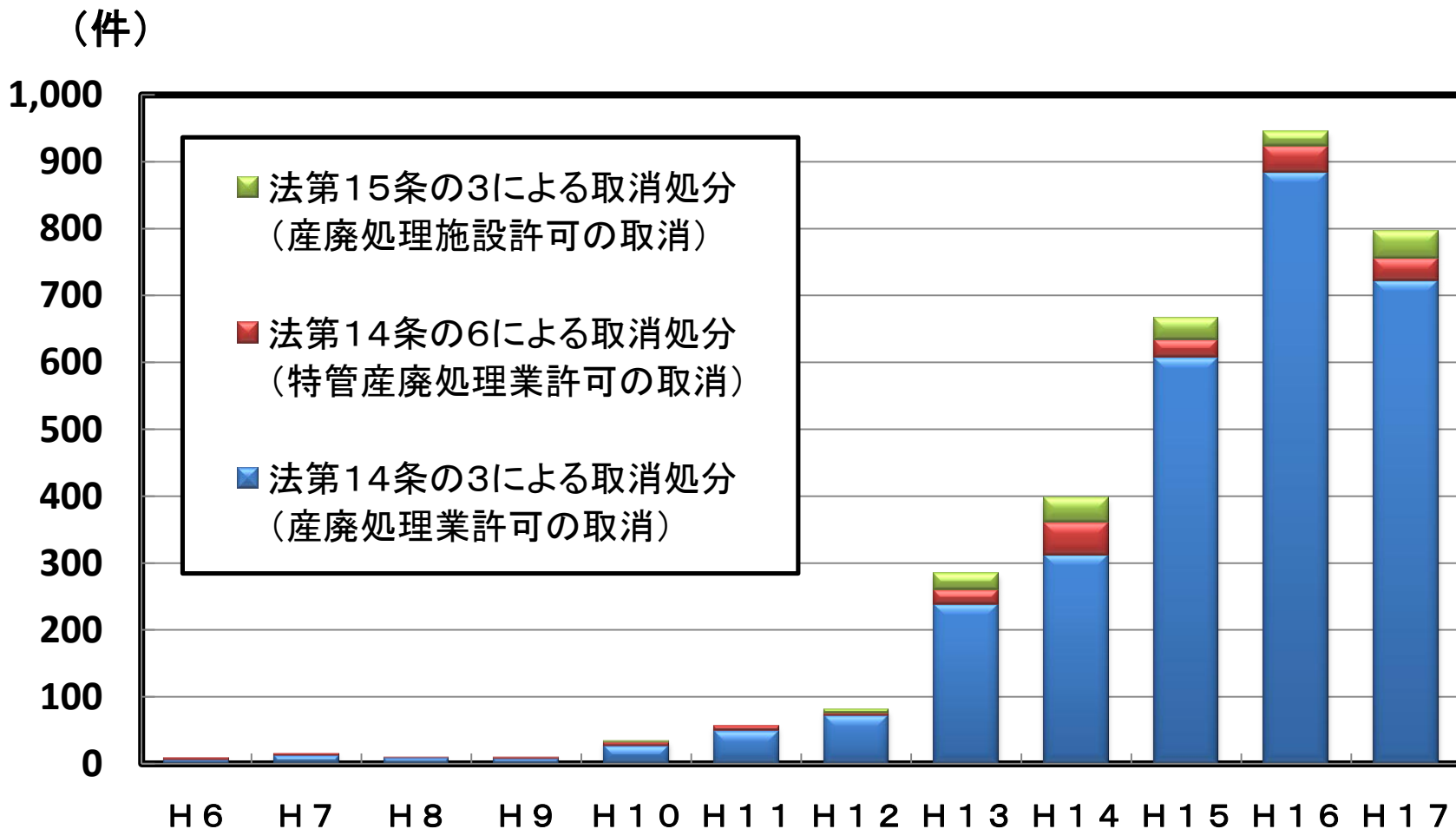
(産業廃棄物行政組織等調査報告書 平成17年度実績より)

## 産業廃棄物収集運搬事業者の許可取得件数



# 廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。



# 産業廃棄物処理業の許可の基準

## 1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

### 収集運搬業

- ① 廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

### 処分業

- ① 廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
- ② 保管施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

## 2 申請者の能力

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

- ① 収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ② 収集運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

## 3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと



# 経理的基礎について

適正処理の確保のためには廃棄物処理業者の質の向上が必要

平成3年改正

許可申請者の能力について、技術的要件だけでなく、資力要件も考慮できることとした

## 現行の経理的基礎の考え方

- 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書面などの内容を審査し、経理的基礎を有するか否かを判断する。
- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にする。
- 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断するためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい(少なくとも債務超過の状態でないことが相当)。
- 経理的基礎を有しないと判断する場合は、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ提出させ、また、商工部局、労働経済部局等の協力も求めるなどして、慎重に判断する。

## 経理的基礎の判断のため許可申請書に添付する書類

### ① 申請事業の開始に要する資金の総額の資料

事業の開始・継続に必要とされる一切の資金をいい、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれる。

### ② 申請事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類

資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載したもの。

利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載したもの。

### ③ 申請者が法人の場合

直前3年の、  
各事業年度の賃借対照表、損益計算書、  
法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類  
(確定申告書の写し・納税証明書)

### ③ 申請者が個人の場合

資産に関する調書、  
直前3年の  
所得税の納付すべき額、納付済額を証する書類  
(確定申告書の写し・納税証明書)

# 廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準①

## 1 保管場所

- ① 周囲に構造耐力上安全な囲いが設けられた場所であること
- ② 保管場所の掲示板を設置し、必要な事項(※)を表示していること  
(※ 保管する廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名・名称・連絡先、屋外で容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さの上限)

## 2 保管場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

### 公共の水域・地下水の汚染防止

汚水が生ずるおそれがある場合は、水質汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと

### 廃棄物の積上げ高さの制限

屋外で容器を用いずに保管する場合に飛散流出や崩落等のおそれが生じないように、保管の場所の囲いの状況に応じた積上げの高さが、高さ基準を超えないようにすること

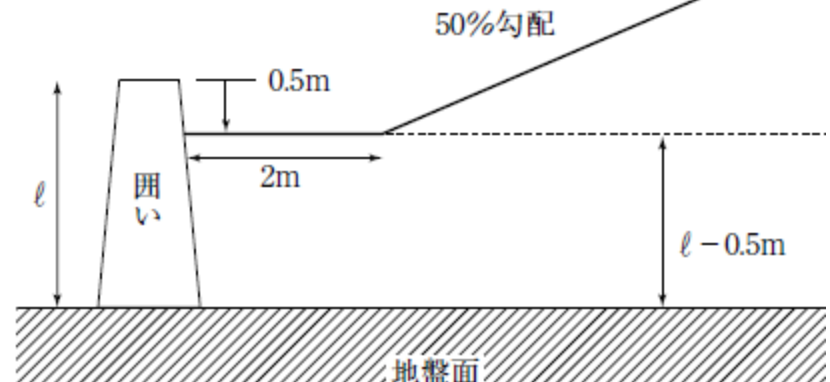
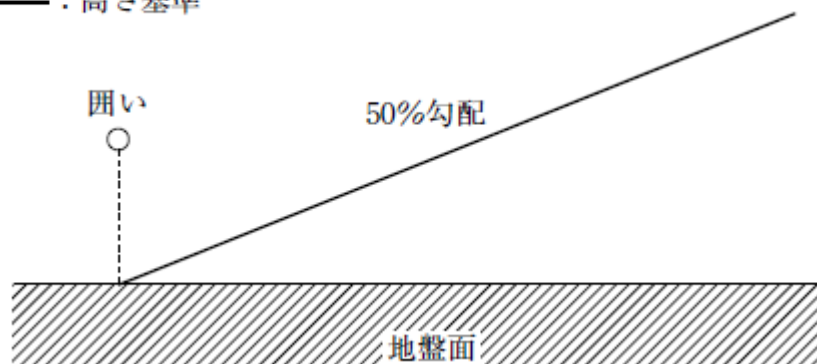
### その他必要な措置

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため必要な措置を講ずること

囲いに接することなく廃棄物を保管する場合の高さ基準

囲いに接して廃棄物を保管する場合の高さ基準

———：高さ基準



# 廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準②

## 3 公衆衛生上の管理

ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

## 4 保管期間の制限（産業廃棄物）

適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

産業廃棄物の処分等の方法は、その産業廃棄物の種類、性状等に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、コンクリート固化、ばい焼、分解、溶融、洗浄、分離等多種多様にある。

適正な処分等を行うために必要となる保管の期間は、こうした処分等の方法や処理施設の処理能力によって異なるものであるため、一律に保管期間を規制するのではなく、処理施設の処理能力に応じて、保管数量の上限を個々に定めることとされている。

## 5 保管数量の制限（産業廃棄物）

産業廃棄物の処分等を行うための保管と称した過剰保管を防止するため、処分等のための保管数量が、原則として、処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと